経済産業省関係産業競争力強	化法施行	規則(平成 26:	年経済産	產業省令第	第1号)		
第7条第1項6	の規定に	よる証	明に関す	る申請	書			
					令和	年	月	日
仙台市長 あて								
	住	所	₹					
	電話	番号						
	メールア	ト゛レス						
	申請	者氏名						
	(※法人	の場合は	は代表者名)					
産業競争力強化法第128条第2項に	:規定する	る認定創	削業支援	等事業計	十画に記載	載された	:同法第	£ 2
条第33項に規定する特定創業支援等事	事業による	る支援を	を受けた。	ことの証	E明を受け	けたいの	で、下	記の
とおり申請します。								
	į	記						
1 支援を受けた認定特定創業支援等	事業の内	容、期	間					
2 設立する会社の商号(屋号)・本店・商号(屋号)・本店所在地	 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
3 設立する会社の資本額 : :	万円(会	社の場	合)					
4 事業の業種、内容								
5 事業の開始時期 年 ※新たに事業を開始する場合は予定日、		日	ハる場合は	は開始日を	こ記載して	ください	١,	
6 証明書の用途 □ 登録免許税の軽減 □ 創業関 □ その他(関連保証 <i>0</i>	D特例	□ 新	規開業支	₹援資金 <i>0</i>	D利率引	lき下け)	*
経イス第号								
申請者が上記の認定特定創業	支援等事	業によ	る支援を	を受けた	ことを証	E明する	0	
証明日 令和 年 月 (有効期限 令和 年 月 日	目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目		仙台市長	郡	和子	印		

仙台市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

- 1. 会社*1設立時の登録免許税の減免について
- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減 **2を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、 証明書の原本を法務局に提出する必要があります。
 - ※1 株式会社又は合同会社を指します。
 - ※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)されます。
- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録 免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。
- (4)登録免許税の軽減措置を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。
- 2. 創業関連保証の特例について
- (1)無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。 保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を 提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。
- 3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて
- (1)特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援 資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。